

## 御所市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 取組方針の策定について

今般、地方公共団体の技能労務職員等の給与については、その職務の性格や内容が民間企業の従業員と同一又は類似しているにもかかわらず、同種の民間企業の従業員と比べて給与が高額ではないかとの指摘や批判が多くなされているところです。また、これまでも国から技能労務職員等の給与については、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度とその運用に努めるよう要請をされてきたところです。

そこで、これらの指摘を踏まえ、御所市においては今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、改めて技能労務職員の給与等の総合的な点検を実施し、適正な給与制度の運用を図ることが必要であるとの観点から御所市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定いたしました。

### 2 現状

御所市では平成16年4月から市の財政状況の悪化により給与の3%を減額し、平成18年4月には、国の給与構造改革に伴い給与水準を平均4.1%引き下げ、市独自の3%減額についても引き続き行ってきました。また技能労務職員のうち清掃職員については平成15年度から採用を行っていません。御所市学校給食センターについては平成17年9月1日から給食調理業務の民間委託を実施し、給食調理員については平成14年度から採用を行っていません。

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ (単位:円)

御 所 市					民 間 企 業		
職 種	人 数	平均 年齢	平均給 料月額	平均給 与月額	類 似 職 種	平 均 年 齢	平均給 与月額
清掃職員	37	39.8	288,087	339,782	廃棄物処理業従業員	43.6	299,700
給食調理員	12	43.6	293,360	319,750	調理士	40.2	291,800
土木作業員	7	42.9	315,971	352,465	-	-	-
その他の技能 労務職員	1	※	※	※	用務員	53.9	225,900
合計	57	40.6	289,952	333,652			

- ※ 平成21年度より平均給与月額に含まれる地域手当(3%)を不支給とする予定です。
- ※ 御所市のデータは平成20年4月1日現在のものです。
- ※ 土木作業員については、公営企業会計関係を含みます。
- ※ 個人情報保護の観点から、その他の技能労務職員については対象となる職員が1人のため、当該箇所を非表示としています。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(賃金センサス)のデータを使用しています。(平成17年～19年の3年平均)
- ※ 民間データのうち、「廃棄物処理業従業員」「用務員」は都道府県別の数値が公表されていないため全国平均の数値を、調理士については奈良県平均の数値を使用しています。「土木作業員」については比較データがないため非表示としています。
- ※ 本市のデータは正規職員のみを対象としていますが、民間企業のデータにはパート従業員等の非正規雇用労働者を含んでいるため、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2)年齢別職員数

(単位:人)

区 分	20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
	歳 未 満	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 }	歳 以 上
		23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	
清掃職員			1	1	7	11	9	3		5		
給食調理員				2	1	1	2	2		4		
土木作業員					3			3			1	
その他の 技能労務職	1											
合計	1		1	3	11	12	11	8		9	1	

- ※ 平成20年4月1日現在のデータです。
- ※ 土木作業員については、公営企業会計関係を含みます。

### (3) その他給与に関する事項

#### ① 給料表

行政職給料表(一)を適用

#### ② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

平成18年度から全廃しています。

#### ③ 昇給基準について

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給、職務の級が5級以上の職員は3号給)を標準として昇給させています。

### 3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第3項に定められているとおり、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければなりません。

本市では、これまでも給与構造や諸手当の見直しなどを行ってきましたが、今後も法の趣旨をふまえ、市民皆さんの理解が得られるものとなるように必要な見直しに取り組んでいきます。

### 4 具体的な取組内容

給与面においては国や県及び近隣他市の動向を注視しながらその都度見直しを行うとともに、職員数については引き続き退職者の不補充を堅持しながら、御所市行財政改革集中改革プランで謳われているとおり、民間により運営が行える業務については民間委託を進めるよう、導入にあたっての諸課題について調査検討を行ってまいります。

### 5 その他

技能労務職員については引き続き退職者の不補充を堅持しつつ、技能労務職員退職状況を踏まえ、臨時職員の活用により正規職員の削減を図ります。また事務・事業の見直しを行うなど積極的な行財政改革を推進し、効率的・効果的な行財政運営を行う上から、技能労務職員についても事務職員との人事交流制度の導入について調査検討を行ってまいります。